

# 名家連ニュース

平成 25 年 11 月 24 日（日）  
発行：特定非営利活動法人  
名古屋市精神障害者家族会連合会  
会長 堀場 洋二  
TEL/FAX(052) 411-2890 NO. 279 号

## 全家族会と名古屋市との懇談会開催

健康福祉局障害福祉部障害企画課三宅主幹、山田係長から資料に基づいて名古屋市の福祉行政について説明を受けました。その後、参加者全員から意見、質問、要望が出され、予定時間を 15 分延長して率直な意見交換が行われました。

- ①訪問型の医療・福祉（アウトリーチなど）を求める意見
- ②保健所機能や家族教室終了後の会場利用などに関する意見などについて和やか懇談しました。

後日、名古屋市から精神保健医療福祉に対する「家族の意識の高さ」「関心の高さ」を称賛する声が寄せられました。



岐阜県大垣市

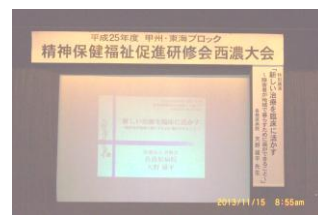
## 甲州・東海ブロック研修会開催

14 日・15 日

〈川崎理事長報告の要点〉 医療保護入院に「家族の同意」が残されたこと、3 年後の見直しが付則に加えられたことなど精神保健福祉法改正における厚生労働省とのリアルな折衝内容を報告。また、法律ができていても現実の生活に活かすためには「運動」が必要であることを強調しました。

〈各県連報告の共通点〉 医療費助成運動の成果と課題、家族会運動の活性化に向けた実践的な取り組みが報告されました。

〈岐阜大会の研修内容の特徴〉 「アウトリーチ」「家族会活動の活性化」「就労など新たな生活支援」の実践的研修会でした。次回開催は、平成 26 年 11 月 13 日、14 日に愛知県蒲郡市において計画されています。



## 障害者権利条約国会承認



障害者の人権と基本的自由、固有の尊厳などを保障する障害者権利条約が 11 月 19 日の衆議院本会議で「全会一致」で承認されました。

〈国連障害者権利条約第十九条〉 この条約の締約国は、すべての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に受け入れられ、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。この措置には、次のことを確保することによるものを含む。

1. 障害者が、他の者と平等に、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の居住施設で生活する義務を負わないこと。
2. 地域社会における生活及び地域社会への受け入れを支援し、並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス（人的支援を含む。）を障害者が利用することができること。
3. 一般住民向けの地域社会サービス及び施設が、障害者にとって他の者と平等に利用可能であり、かつ、障害者のニーズに対応していること。